

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例制定について

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年周南市
条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあ
るのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(期末手当) 第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。	(期末手当) 第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。